

特別障害者手当は、 重度の障害をお持ちの方への手当です。

支給対象者

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の者に支給されます。

ただし、次に該当するときは支給されませんのでご注意ください。



1. 受給者が障害者支援施設などに入所している
2. 受給者が病院または診療所に、継続して3か月を超えて入院している（予定である）。
3. 受給者が、日本国内に住所を有しない。
4. 受給者世帯に、一定額以上の所得がある。

新規申請

申請には、次のものが必要になります。作成に費用を要する書類もありますので、事前に担当者までお気軽にお問い合わせください。

1. 診断書（所定様式。障害種別ごとに様式が異なりますのでお問い合わせください）
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し（所持している場合のみ）
3. 本人名義の金融機関の通帳
4. 年金など申請者が受給しているものすべての証書や受給額通知
5. 個人番号（マイナンバー）が分かる書類
6. 本人の戸籍謄本または抄本



有期認定

障害の程度については認定を適正なものとするため、必要に応じて期間を定める場合があります。期間が定められた場合は、引き続き手当を受給するためには、定められた認定期限の前に手当の受給要件に該当するか否か再認定を受ける必要があります。対象者となる受給資格者には、認定期限のおおむね1か月前までには、必要書類の提出について、個別通知を送付します。

なお、正当な理由なく期限までに必要なものが提出されない場合は、有期認定の終期の月の翌月から手当の支給が停止となりますので注意が必要です。

支給時期・額等

手当の支給は、受給資格者が認定を請求した日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。

支給月額 (令和8年4月～)	30,450円	支給日	5月10日	8月10日	11月10日	2月10日
		対象月	2月～4月	5月～7月	8月～10月	11月～1月

※10日が土・日・祝日の場合は直前の平日

所得状況について

1. 所得状況届の提出について

手当を受けている方は、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。この届は、毎年8月1日現在の世帯等の状況や前年所得を確認し、引き続き支給する要件に該当するか審査するためのものです。所得状況届を提出されないと8月以降の手当が支給されません。また、2年間提出がない場合は、受給資格を喪失します。

提出期限：8月12日から9月11日（毎年）

2. 所得制限限度額について

扶養親族等の数により所得制限限度額が定められており、限度額以上である場合は支給が停止されます。

扶養人数	受給者本人	配偶者または扶養義務者
0人	3,758,000円	6,287,000円
1人	4,138,000円	6,536,000円
2人	4,518,000円	6,749,000円
3人	4,898,000円	6,962,000円
4人	5,278,000円	7,175,000円
5人	5,658,000円	7,388,000円
以降1人増ごと	380,000円	213,000円

【控除について】

老人扶養親族、特定扶養親族等がある場合は、上記の金額が変わります。詳しくはお問合せください。

その他の手続き

次の事由に該当する時は、窓口での手続きが必要です。

1. 氏名・住所・支払金融機関を変更したとき 2. 受給者の世帯(所得)状況が変わったとき

また、次の事由に該当し、手当受給の資格がなくなったときも、窓口での手続きが必要です。

- 1. 受給者が、国内に住所を有しなくなったとき
- 2. 受給者が、死亡したとき
- 3. 受給者が、障害者支援施設等に入所したとき
- 4. 受給者が、病院または診療所に、継続して3か月を超えて入院した（する予定がある）とき
- 6. 受給者が、障害の支給基準に該当しなくなった（障害状況が改善した）とき

申請窓口

江田島市 福祉保健部 社会福祉課 ☎737-2297 江田島市大柿町大原505番地
☎ 0823-43-1638 📠 0823-57-4432 ✉ syakai@city.etajima.lg.jp

